

# オストケアデイサービスとよひら

## 重要事項説明書

作成日：2024年 4月 1日

### 1. 事業運営主体概要

対象事業所の名称	指定通常規模型通所介護 札幌市通所型サービス（通所介護相当型・時間短縮型） オストケアデイサービスとよひら
運営法人の名称	株式会社 オストジャパングループ
運営法人の代表者名	代表取締役 村上 睦
運営法人の所在地	札幌市厚別区厚別南5丁目1番7号 TEL 011-896-5533 FAX 011-896-5577
併設の事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 オストケアとよひら24</li> <li>・ 指定（介護予防）訪問介護事業所 オストケア訪問介護とよひら</li> <li>・ 指定（介護予防）訪問看護事業所 オストケア訪問看護とよひら</li> <li>・ 指定居宅介護支援事業所 オストケア介護相談センター</li> <li>・ サービス付き高齢者向け住宅 イオル美園</li> </ul>
他の介護保険関連等の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームいきいき</li> <li>・ 指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所（共用型） デイサービスいきいき 《住所》札幌市白石区北郷9条3丁目3番1号</li> <li>・ 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所 グループホームいきいき栄</li> <li>・ 指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所 デイサービスセンターいきいき栄 《住所》札幌市東区北42条東5丁目3番1号（併設）</li> <li>・ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護 オストケアあつべつ24</li> <li>・ 指定（介護予防）訪問介護事業所 オストケア訪問介護あつべつ</li> <li>・ 指定（介護予防）地域密着型通所介護事業所 オストケアデイサービスあつべつ</li> <li>・ 指定（介護予防）訪問看護事業所 オストケア訪問看護あつべつ</li> <li>・ サービス付き高齢者向け住宅 イオルもみじ台 《住所》札幌市厚別区もみじ台北6丁目1番30号</li> </ul>

## 2. 事業所概要

事業所の名称	オストケアデイサービスとよひら
事業所の目的	本事業は、要介護又は要支援（事業対象者）の方に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
事業所の運営方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所において提供するサービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。</li> <li>・ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</li> <li>・ 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の地域密着型通所介護計画又は介護予防通所介護計画又は札幌市通所型サービス計画を作成し、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。</li> <li>・ 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。</li> <li>・ 適切な介護技術をもってサービスを提供する。</li> <li>・ 常に、提供したサービスの実施状況の把握及び評価を行う。</li> </ul>
事業開始年月日	2014年10月1日
保険事業者指定番号	<p>札幌市 通常規模型通所介護事業所番号 第0170513451号</p> <p>札幌市 総合事業通所型サービス事業所番号 第0170510382号</p>
事業所の所在地等	<p>札幌市豊平区美園7条3丁目2番1号</p> <p>TEL 011-820-2520 FAX 011-820-2522</p>
管理者名	平 幸二
受付窓口の営業日 及び営業時間	<p>営業日：月曜日から土曜日まで</p> <p>営業時間：午前8時45分から午後5時45分まで</p>
サービス提供時間	午前9時45分から午後4時00分まで
通常の事業の実施地域	札幌市《豊平区全域、白石区平和通1丁目から南郷通7南および本郷通7北》
緊急時の対応方法	主治医に連絡するなどの適切な措置を講じる。
損害賠償責任保険加入先	三井住友海上火災保険 株式会社

### 3. 職員体制

従業者の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格
		専従	兼務 (兼務する職種)	専従	兼務 (兼務する職種)	
管理者	1		1 (生活相談員)			介護福祉士
生活相談員	3		2 (介護職員) 1 (管理者)			社会福祉主事 介護福祉士
介護職員	6	3	2 (生活相談員)	1		介護福祉士
看護職員	3	1		2 (機能訓練指導員)		正看護師 准看護師
機能訓練指導員	3	1		2 (看護職員)		正看護師 准看護師

### 4. 職務内容

管理者	事業所の従業者の管理及び業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業の実施に関し法令等を遵守させるための必要な指揮命令を行う。また、自らもサービスの提供にあたる。
生活相談員	利用申込にかかる調整、定期及び随時のサービス実施状況の報告、その他必要な連絡調整等を居宅介護支援事業所・各サービス事業所・ご家族と行う。
介護職員 看護職員	利用者の心身の状況を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供に当たる
機能訓練指導員	利用者に対し日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

### 5. 勤務体制

管理者	(常勤) 午前8時45分から午後5時45分まで
生活相談員	(常勤) 午前8時45分から午後5時45分まで
介護職員	(常勤) 午前8時45分から午後5時45分まで
看護職員	(非常勤) 午前8時45分から午後5時45分まで ※シフト制
機能訓練指導員	(非常勤) 午前8時45分から午後5時45分まで ※シフト制

※ 延長サービスを行う場合は、必要な勤務体制を確保する。

## 6. サービス及び利用料等

### (1) 保険給付サービス

(保険給付サービスについては法定代理受領サービスとして提供され、重要事項説明書別表のとおり定められた金額(省令により変動あり)が自己負担となる。)

保険給付サービス	身体介助(日常生活上の援助等)	利用者の身体状況に応じた食事、入浴、排泄等の日常生活上の援助を行う。
	生活相談(相談援助等)	利用者又は家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行う。
	機能訓練(日常動作訓練)	利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
	健康状態の確認	利用者の健康状態の把握を行うとともに、必要に応じて医療との連携支援を行う。
	食事の提供	利用者の身体状況、嗜好、栄養バランスに配慮した食事を提供する。(食費は給付対象外)
	入浴の機会の提供	利用者の希望に応じて入浴の機会を提供する。
	送迎	利用者の自宅と事業所との間の送迎を行う。

※利用料については重要事項説明書別表を参照ください。

### (2) 保険給付外サービス利用料

保険給付外サービス	食費	昼食 630円 (おやつ代含む)
	オムツ代	尿パット 30円      平オムツ 70円 トレーニングパンツ S~Mサイズ 120円 L~LLサイズ 140円 テープオムツ                      S~Mサイズ 150円 L~LLサイズ 180円
	レクリエーション代	実費(ご希望により趣味活動に参加して頂けます。費用については、事前にご家族へ料金の提示を行います。)
	延長料金 (自主事業)	サービス提供時間を超えて利用希望した場合に適用 30分毎 500円                      ※要事前相談

## 7. 利用料のお支払いについて

※利用料のお支払いについては、預金口座振替自動振替制度(自動引落)にてお願い致します。

### 1. 制度の概要

- (ア) 自動振替委託先名 北洋システム開発株式会社
- (イ) 引落方法 「預金口座振替依頼書」にてご指定の金融機関・郵便局の  
貴方様の口座から自動的に振替します。
- (ウ) 振替指定日 毎月27日(振替日が休日の場合は翌営業日)
- (エ) ご指定できる金融機関
- A. 北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、北海道労働金庫  
道内の各信用金庫、道内の各信用組合、北海道信連及び道内農業協同組合、  
ゆうちょ銀行、全国の郵便局  
※一部ご利用できない農業協同組合があります。
- B. 道外の都市銀行・地方銀行・信託銀行、  
新生銀行・あおぞら銀行・商工中金・シティ銀行  
道外の労働金庫・信用金庫・信用組合  
道外の農業協同組合、全国の漁業協同組合  
※一部ご利用できない農業協同組合、漁業協同組合、信用組合があります。
- (オ) お引落分の通帳摘要欄には、HS・オストジャパングループと表示されますのでご了解く  
ださい。

利用開始時の  
お支払い

御利用開始当月・翌月の利用料等は、預金口座自動振替制度(自動引落)が  
利用可能になるまでの間、振込にてお支払いをお願い致します。

利用料等振込口座

銀行名 : 北洋銀行  
支店名 : 札幌駅南口支店  
口座番号 : 普通預金 4437280  
口座名 : 株式会社オストジャパングループ

## 8. 苦情相談機関等

苦情相談窓口	管理者 平 幸二 生活相談員 武田 大輔・酒井 博子 TEL 011-820-2520 FAX 011-820-2522
苦情処理の体制・流れ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者又は家族等から詳しい事情を聞くとともに、関係職員からも事情を聞く。</li> <li>2 問題点を把握し、事業所の従業者等で解決策を検討・調整する。(必要に応じて検討会議を行う)</li> <li>3 検討後速やかに、問題の解決策について、利用者及び家族等に説明し了承を得るとともに、具体的な対応を行う。</li> <li>4 苦情の内容等に関する記録を行う。</li> <li>5 問題の解決後も、その改善状況について随時点検を行い、再発防止に努める。</li> </ol>
苦情申立て機関	<p>○札幌市役所保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所3階 TEL 011-211-2972</p> <p>○北海道国民健康保険団体連合会 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 TEL 011-231-5175</p> <p>○福祉サービス苦情相談センター 札幌市中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター2階 TEL 011-632-0550</p> <p>○その他、各区役所の保健福祉部保健福祉課にもご相談できます。</p>

## 9. 事故発生時の対応

事故発生時の処理	サービスの提供により事故が発生した場合には、利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。また、必要に応じて市町村に報告する。
損害賠償	賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行う。
事故後の措置	事故の状況及び事故に際して採った措置について記録するとともに、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講ずる。

## 10. その他の重要事項

秘密保持	緊急受診、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得る。
身体不拘束	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するために緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。</li> <li>・緊急止むを得ず身体拘束を行なう場合には、文書にて利用者及び家族に説明し同意を得る。</li> </ul>
介護記録等の開示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者及びその家族は、当該利用者のサービス提供時の様子及び体調等に関する記録を、事業者の営業時間内にその事業所内で閲覧することができる。また希望された場合には、その写しの交付を受けることができる。</li> </ul>
身体的拘束等の適正化	身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じます。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供に当たっては、利用者の生命又は身体を保護するために緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束等を原則禁止とする。</li> <li>・身体的拘束等を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急止むを得ない理由を記録する。</li> <li>・緊急止むを得ず身体拘束を行なう場合には、文書にて利用者及び家族に説明する。</li> <li>・身体的拘束等の適正化の為に委員会を設置し、3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。</li> <li>・身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。</li> <li>・従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。</li> <li>・上記措置を適切に実施するための担当者を選任する。</li> </ul>
<p>高齢者虐待防止のための措置</p>	<p>虐待の発生又はその再発を防止するために、以下の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底する。</li> <li>・虐待の防止のための指針を整備する。</li> <li>・従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。</li> <li>・利用者及びその家族からの苦情に対する処理体制の整備を行う。</li> <li>・事業所は、サービス提供中に、従業者または利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村へ通報する。</li> <li>・上記措置を適切に実施するための担当者を選任する。</li> </ul>
<p>業務継続計画の策定</p>	<p>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。</li> <li>・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。</li> <li>・上記措置を適切に実施するための担当者を選任する。</li> </ul>
<p>ハラスメント対策</p>	<p>事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、事業所において行われるサービス提供上必要かつ相当な範囲を超えるハラスメント行為により従業者の就業環境が害されること及びすべての利用者様の生活環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業者に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方の研修を実施する。</li> <li>・ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等を開催し、同事案が発生しないための策を検討する。</li> </ul> <p>【ハラスメント行為の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・性的な話をする、必要もなく手や体を触る等の性的いやがらせ行為</li> <li>・侮辱的発言や人格否定、威圧的な態度、威嚇・脅迫等の精神的暴力行為</li> <li>・叩く、つねる、払いのける、物を投げつける等の身体的暴力行為</li> <li>・業務範囲を逸脱した過剰な要求、その他著しく常識を逸脱する行為等</li> </ul> <p>※ハラスメントは、サービスの提供を困難にし、関わった方の心身に悪影響を与えます。上記の様な行為があった場合、状況により介護サービスの提供を停止させていただく場合があります。</p>

2025年 月 日

(事業者) 所在地 : 札幌市厚別区厚別南5丁目1番7号  
名称 : 株式会社オストジャパングループ  
代表取締役 村上 睦 (印)

(説明者) 所在地 : 札幌市豊平区美園7条3丁目2番1号  
名称 : オストケアデイサービスとよひら  
管理者 平 幸二 (印)

私および利用者家族または身元引受人は、契約書および本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認し同意しました。

(利用者) 住所 :  
氏名 : (印)  
(代筆者 )

(利用者家族) 住所 :  
氏名 : (印)  
(続柄 )

(身元引受人) 住所 :  
氏名 : (印)  
(利用者との関係 )



## 重要事項説明書（別表）

オストケアデイサービスとよひら

2024年6月1日改訂

### 〈介護給付利用料〉

①基本単位数(1日当たり) (通常規模型、所要時間6時間以上7時間未満) ※1単位=10.14円

	要介護等	単位数	介護保険料		
			1割負担	2割負担	3割負担
通常規模型規模型 通所介護	要介護1	584単位	592円	1184円	1776円
	要介護2	689単位	698円	1396円	2094円
	要介護3	796単位	807円	1614円	2421円
	要介護4	901単位	913円	1826円	2739円
	要介護5	1008単位	1022円	2044円	3066円

### ②各種加算

加算の種類	内容	単位数	介護保険利用者負担額		
			(1割)	(2割)	(3割)
入浴介助加算Ⅰ	入浴介助を行なった場合に加算する (見守り介助も含む)	40単位/日	40円	81円	121円
個別機能訓練 加算(Ⅰ)イ	個別機能訓練計画をたて、日常生活における機能の維持・向上に関する目標達成のための訓練を行なう場合に加算する。	56単位/日	56円	113円	170円
個別機能訓練加算Ⅱ	上記の情報を国へ提供し、ケアに活用する為の加算とする。	20単位/月	20円	40円	60円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	介護福祉士が70%以上配置されている場合に加算する。	22単位/日	22円	44円	66円
若年性認知症 利用者受入加算	受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めている場合に加算する。	60単位/日	60円	121円	182円
科学的介護推進 体制加算	利用者のADL等の情報を国へ報告しケアに活用する為の加算とする。	40単位/月	40円	81円	121円

介護職員 処遇改善加算 I	介護職員の処遇改善充当分として、1 ヶ月の利用合計単位数に9.2%を上乗せして、1 ヶ月の利用料金を算出する。
------------------	---

### ③各種減算

減算の種類	内 容	単位数	介護保険利用者負担額		
			(1割)	(2割)	(3割)
同一建物減算	イオル美園にお住まいの方	-94 単位/日	-96 円	-191 円	-282 円
送迎減算 (片道)	送迎を行わない場合	-47 単位/片道	-48 円	-96 円	-144 円

※介護給付料金は、①・②・③の該当箇所の合計を1日分とし、毎月1日～末日までを1ヵ月分としてまとめて、下記の計算方法により算出し、その1割～3割分が自己負担分となります。

介護給付料金(10割)の計算方法

$(\text{利用単位数の合計} \times \text{日数}) \times 1.092 (\text{処遇改善加算分}) \times 10.14 (1 \text{ 単位当たりの単価})$

※表記の金額は概算金額です。

※ご利用料金は、毎月1日～末日までの〈介護給付料金自己負担分〉と保険給付外サービス利用料の該当箇所の合計を、1ヵ月分としてまとめて、翌月10日頃にご請求させていただきます。

〈札幌市通所型サービス利用料〉

①：A 基本単位数（所要時間 4 時間以上） ※1 単位＝10.14 円

	要介護等	単位数	介護保険利用者負担額	
			(1 割)	(2 割)
札幌市通所型サービス (通所介護相当型)	事業対象者 要支援 1	1798 単位/月	1 8 2 3 円	3 6 4 6 円
		4 3 6 単位/回 (月 3 回まで)	4 4 2 円	8 8 4 円
	要支援 2	3621 単位/月	3 6 7 1 円	7 3 4 3 円
		4 4 7 単位/回 (週 2 回程度)	4 5 3 円	9 0 6 円

①：B 基本単位数（所要時間 4 時間未満） ※1 単位＝10.14 円

	要介護等	単位数	介護保険利用者負担額	
			(1 割)	(2 割)
札幌市通所型サービス (時間短縮型)	事業対象者 要支援 1	1438 単位/月	1 4 5 8 円	2 9 1 6 円
		3 5 9 単位/回 (月 3 回まで)	3 6 4 円	7 2 8 円
	要支援 2	2896 単位/月	2 9 3 6 円	5 8 7 3 円
		3 6 1 単位/回 (週 2 回程度)	3 6 6 円	7 3 2 円

②各種加算

加算の種類	内 容	単位数	介護保険利用者負担額	
			(1 割)	(2 割)
サービス提供体制 強化加算 I 事業対象者・要支援 1	介護福祉士が 70%以上配置されている場合に加算する。	88 単位/月	89 円	1 7 8 円
サービス提供体制 強化加算 I 要支援 2	介護福祉士が 70%以上配置されている場合に加算する。	1 7 6 単位/月	1 7 8 円	3 5 3 円
運動器機能 向上訓練加算	運動器機能向上計画をたて、運動器の機能向上を目的として、個別的に訓練を行なう場合に加算する。	225 単位/月	2 2 8 円	4 5 6 円

科学的介護推進 体制加算	利用者の ADL 等の情報を国へ報告しケアする為
介護職員 処遇改善加算（Ⅰ）	介護職員の処遇改善充当分として、1 ヶ月の利用合計単位数に 9.2%を上乗せして、 1 ヶ月の利用料金を算出する。

※札幌市介護予防・日常生活支援総合事業料金は、①・②の該当箇所の合計を 1 ヶ月分とし、下記の計算方法により算出し、その 1 割又は 2 割分が自己負担分となります。

予防給付料金(10 割)の計算方法

利用単位数の合計×1.092(処遇改善加算分)×10.14(1 単位当たりの単価)

※表記の金額は概算金額です。

※ご利用料金は、毎月 1 日～末日までの〈札幌市介護予防・日常生活支援総合事業料金自己負担分〉と保険給付外サービス利用料の該当箇所の合計を、1 ヶ月分としてまとめて、翌月 10 日頃にご請求させていただきます。